

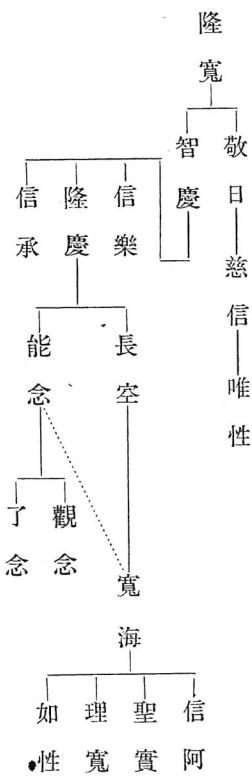
# 隆寛律師の門弟と傳承の一斑

自 見 直

—

隆寛律師の門弟に就いて記述せるものは、中世の佛教史家と言はれる凝然の『淨土源流章』に、若干記事せられるを唯一とし、近くは住田先生の『淨土源流章解説』に纏められてある外、殆ど發表として注意せられるものないことは周知の如くである。

いま姑らく『源流章』の叙述に隨つて試にこれを圖云すれば、



右の如くであり、其の記事を看るに敬日、智慶に就いて稍詳しく、信樂、隆慶、信承、寛海の下に多少の叙述ある

隆寛律師の門弟と傳承の一斑(自見)

も、其の他は記名に止るのである。

孫弟以下の血脉は別として、隆寛の門弟として敬日・智慶の一師に限つてあるのは、兩者を以て諸弟の代表と看做し、爾餘の諸師に於てはこれを略したであらうことは容易に想察せられる。されば順序として淨土家に關する諸系譜の上で、如何になつてゐるかを見てゆきたいと思ふ。

『蓮門宗派』第一圖では、南無、阿日、蓮意、光舍、本蓮、迎佛、實成、敬西、信樂、真至、信蓮、迎蓮、願行、敬日、了圓、蓮念の十六名(いま私に〇〇を附せる下には多少の附記あり)を列名してあり、『淨土宗派承繼譜』、『淨土傳燈總系譜』、『本願寺通記』等は同じくこの十六名を載せてゐる。たゞ『蓮門宗派』の蓮念には註記がないが、『總系譜』にくると「鎌倉名越安養院第二世」とあるのが注意される許りである。次に、『宗派流傳』を見るに溝空、敬西、敬日、南無、願行、信樂、極樂、了圓(傳)第二、第三、第五圖參照)の八名を出してゐる。その初に記名せられる溝空とは、源空に師事し後嵯峨二尊院の再興の祖師正信上人であるから、隆寛と師弟關係にあるべき筈はなく、之は明瞭に寫誤と看做される。されば『宗派流傳』は敬西以下の七名を擧げるものと言はねばならぬ。次に『法水分流記』を見るに、『宗派流傳』の七名中、極樂の名を缺いており、わが『叢林集』(眞全三)所收のものも、この六名をとつて隆寛の門弟としてゐる。尙ほこの極樂の名は『法水分流記』にない許りでなく、爾餘の諸系譜にも見えないから、姑らく疑問とする外はないと考へられる。

代表的な諸系譜の上では大體右の如くであるが、諸系譜の中、『法水分流記』は永和四年(二〇三)(八年)の勘錄であるから第一の權威であり、次で永祿三年(二二二)の鎮西系の『宗派流傳』、『蓮門宗派』である。従つてそれ以後のものに十

六名載録してあつても、『法水分流記』の六名を隆寛門弟の代表的諸師と看做してよいであらう。

『蓮門宗派』の第二圖は大分杜撰である。即ち敬西が隆寛と同列になつてあり、敬日の註記に慈信のそれを充て、更に本願といふ別人が出てゐる。これは恐らく『法水分流記』智慶の註記に鎌倉長樂寺本願とあるところから、寫誤の生じたものと思はれるが、更に本願の横に願行の譜である圓滿の名を副へてゐるのは大變な間違である。其等のことは少し注意すればわかつることではあるが。

斯くて敬日、智慶、願行、信樂、敬西、了圓の順を追うて記述を進めるであらう。

## 二

敬日の名は、『源流草』と『法水分流記』に門下の第一として記名せられており、『閑亭後世物語』の著者が、「めでたき往生をとけたる」先徳として空也、源信等十二人を出してゐる中に、敬日上人の名を出せるところから見て、隆寛門下の最古參者の一人と想察せられるが、その傳歴については一切明瞭でなく、たゞ『蓮門宗派』に「付法本天台山門住」とあり、『總系譜』に「本爲台徒」とあるに留るから詳かに記述するに由がない。

彼に著作があつたかどうかの點に就いて、大體次の如く考察してよいであらう。

今家の『慕歸繪詞』(一左)『最須敬重繪詞』(二左)に依れば、覺如上人が敬日の資である慈信から『初心集』五卷を付囑せられるところの記事があり、その一節に、

敬日大徳ノ作ニテ圓宗ノ要文ヲアツメ簡要ノ義理ヲシルシテ初心集ト題シタル五帖ノ祕鈔アリスナハチカノ自筆ナルヲ云々

とあるから、敬日に『初心集』なる著作の存したことが知られる。而していま併せ考へられることがあるが、西山派末書である智圓の『選擇集私聚鈔』卷四には、「多念義云」とあり、又之と區別するかの如く、處々に「敬日坊抄云」とあつて、敬日房に『抄』の名で呼ばれた著述のあつたことを示唆せる記事が注意せられるのである。『敬重繪詞』には「初心集ト題シタル五帖ノ秘鈔」とあつたから、いまの『抄』と五帖の秘鈔の「鈔」と通するやうでもあるが、また『初心集』は圓宗の要文を集めたものであり、淨土教關係の著述でなかつたやうに思はれるから、遽かに兩者を併せ考へることとは遠慮せねばならないであらうか。

『初心集』は現在見るに由なく、且つ真宗々内の史料の上にのみ名を出すのであるが、そもそも長樂寺と吾が本廟大谷の地とは地境を接してをつた爲、敬日の孫弟に當る禪日房良海といへる者から、土地の沽却をうけたことが『存覺一期記』にも出てをり、「大谷南地本券手續目錄事」(『本願寺文書』卷四、四四一頁)の四通の沽却目錄を以て知られる。斯くて是等の消息から想到すれば、宗内史料ではあつても認容せられるに足るであらう。

尙古來隆寛の撰號をおくも、隆寛の著でないことの極めて明瞭であるとせられる『捨子問答』は、恐らく敬日の著とせられてよいと考へるが、便宜上次に敬日の思想を窺ひ、然る後に言及したいと思ふ。

### 『閑亭後世物語』に敬日の法語として出す中、

此形像を以て生身の佛を想像便として此佛だにも目出度御座、増て生身の佛如何に目出度おはしますらんと懸敷思

ひ奉れば此形像に思ひ馴れ奉りて生身の佛をみ奉る也(『續淨全』四、二八頁)

とあるが、それは定善觀のうち像觀と眞身觀を區別せる領解であらうか。それはよいとして、此等所明から推測せら

れる彼の起行である念佛は、如何にも觀念觀佛の念佛であり、記述の表現から言へば、概念的であつたと思はれる。

かくて『一言芳談』百四十六條（本二四頁）に「かまへて念佛、氣味おはへよ」と言へる敬日の法語の斷章からしても、一種臭みのぬけ切らないものが窺知され、更に『同書』八十七條に、或人が稱名するが心口相應せぬことを問へる答に、

御房はこれへおはしまさんといふ心にて立出てあゆませ給ふあいたはあゆむあしごとにこれへノとばかりおもひ  
給ふことよもあらじあらぬことをこそ思ひてこそあゆみ給つらめされどもあゆむことやまずして此までおはしたり  
此定に極樂に往生せんといふ願をおこして後彌陀の名號をとなへ給ふ間にはあらぬことをおほしめすとも稱名やま  
ずして命おはるまで行給はゞ往生決定なるべし（中外本八頁）

と言へるのも、散心の念佛を語らうとして、「あらぬことをおほすとも」とあるのが、雜修の機相を認容することから、  
寧ろ正雜分別を缺ぐことを、暗に暴露せるやうにも考察されるのである。

一二の法語から斯くの如く考察するのは、思想の断片の一二を拾つて、その思想の全貌を語らうとする危険はある  
にしても、「念佛に氣味おはへよ」と言ふのは、隆寛が「目もなく鼻もなくひらに念佛す」と言ひ、或は「すゞろに稱へ  
る」（淨全・四六頁）と語ると多分に趣きを異にするものが感ぜられるし、かくて「あらぬことをおほしめすとも稱名  
やまざして命おはるまで行給はゞ往生決定なるべし」とあるは、多念佛修と臨終業成を強調せる微意あるものと評し  
て不可ないであらうと考へられるのである。

茲に『捨子問答』一部の中心所明に就いて、一瞥を與へて考察を進めねばならない。もと『捨子問答』は、隆寛の

説述を靜遍が書綴れるものと言はれる『後世物語』の潤色であることは、『捨子』の第三問答が『後世』の第二問答であり、又『捨子』の第四問答が『後世』の第三問答、又『捨子』の第五問答が『後世』の第四問答、更に『捨子』の第一問答は『後世』の第七問答に相應することにも肯定せられるところであり、就中三心の釋相の如きは比較的穩當であり、然も上下二巻の中心所明とも思はれ、又一念十念の對見に骨折つてゐる（下巻第）邊は注意されねばならないが、然し

○佛助ヶ給ヘト思テイヨイヨ稱名ヲ稱フヘシ（續淨全六頁）

○若此人猶命延ヒハ一形勵ムヘカリツル者也誰カ兼テ平生ニタシキ時此本願ニ歸シテ彼國ニ生ント望ム人ノ一念十  
念唱テ置タリツルカ信心ヒルカヘラネハ臨終ノ時佛來迎シテ攝取シ給フトハ何ノ經論ニカ出タル乃至稱名ノ行オコ  
タル人ヲバ信心ナキモノト定ルナリ（續淨全二十頁）

○此等日々所作ノ程ハ我身ニ少シ強キ程ニ計ヒテ勤ラルヘシ何ニモ相續シテ勤メラレヌヘクハ佛ノ光明我身ヲ照シ給  
フ事中絶シテ數キサミエヌ程ニアテ、勵ムヘキ事ナリ（續淨全二二頁）

○但シ行ノ倦カラん人ハ我身ハ道心ノテキト可知也（續淨全二五頁）

等の名念修の文、又

○ヒタスラニ念佛ハカリヲ相續シテ勤ン事ノ倦テ叶ヒ難カラん人ハ助業ヲ以テ身心ヲ助テ行ヲ相續スヘシ乃至名號ヲ  
唱ル程ニテハ只空ニ勤メ居タランヨリハ道場ヲ造リ乃至莊嚴シテ本尊ニ向ヒ奉テ申サンハ今少シ心モスミ行モ調リ  
ナント思テ一向專念ノ爲ニスレハ此等ノ功德ニテ雜行トハ不成シテ本願ノ報土ニ往生ス乃至稱名ノ行ヲ家主トシ

テ彌陀ニ心ヲ係ケ奉ニニ妨ト成ラサラン程ノ餘行ハ若シカラサルナリ（續淨全一八頁）

と言へる如き、すなばち餘行を認容し、雜行も亦報土の得生に差支へないといふ、鎮西流を思はしめるところの筆格は、念佛に正雜の分別をあて、果上に約しては報、邊二地を施設して、嚴正に雜行を否定した隆寛の傳承を旗幟せる『捨子問答』としては少しく不合理の譏りを免れ得ないであらうし、又最も注意せねばならないところの一つであらう。

私は前に『一言芳談』と『閑亭後世』に載せる法語の上から臨終業成、多念策修の微意あることを指摘したが、尙『捨子問答』の中に敬日の語として「雜行ヲ修スレハ往生不定ナリ」（續淨全一八頁）とあるのが注意せられる。いまの表現に於て不定とあるのは、截然たる否定でないことは言ふまでもなく、之を裏から言へば雜行も亦許されるのであつて、敬日の領解が那邊に存したかは竟に明瞭にせられたと言つてよいのであり、尙『捨子問答』については詳しく研究せねばならぬが、上來の如く『捨子問答』一部の所明を一瞥すれば、『同書』は敬日の著になると言つて差支へないと思はれるのである。

### 斯くて『源流章』に、

敬日公云修<sup>ムルモ</sup>餘諸行<sup>一亦生</sup>報土<sup>ニ</sup>而非<sup>ニ</sup>是佛本願之行<sup>ニハ</sup>九品之中上品上生<sup>ニ</sup>是報淨土自下<sup>ニ</sup>八品並是邊地<sup>ホリ</sup>此等義略違<sup>ス</sup>一本所承<sup>ニ</sup>（章廿四左）

と言へる所明に於ても、敬日が師承に違する第一の理由として、諸行得生を許した點を擧げてゐることも、已に上來考察せる如く其等の微意を認める限り、極めて當然と私考されるのである。

尙、『源流章』にあつては師承に違する第二として上々報、下八邊と分つたことを擧げてゐるのであるが、この點は

多少同情ある看方で考へてやるのがよいと私は考へてゐるから、この點に就いて少しく述べてみたい。

隆寛は『散善義問答』上品上生の所明に於て、

此人上々根機故其德甚多故到卽悟無生二同本念佛人入三本願所成土也

と言つてゐるのである。そもそも隆寛の「九品」領解に於ては、九品往生人を三心具足人と相對せしめ、九品往生人は一往必ず邊地に生を得るのであつた。即ち隆寛教學に於ける二類の綱格として主張するところが之であるが、右に見る如き所明は、之を率爾に見ると上々の根機なるが故に、直に本願所成の土(報土)に得生すと充てる所明の如くである。然しこれは注意して見れば「到卽」の文字があつて、一往は邊地に得生するも、然る後は頓速に報土の得生とする微妙なる表現であつたことを知らねばならぬ。然し右に出せる如きは、上中以下の八品に於て截然と邊地の得生を充てる表現と、少しく趣を異にするが如く見受けられることも、亦認めねばならぬのである。因に覺終(信樂)の『定善義問答私見聞』に於ても「故下八品蓮花未開之時卽是大經所說之疑惑往生者」云々とあり、上々下八を分つて領解せる如き綱格が窺はれるのであつて、恐らく前に言へる如き隆寛に於ける微妙なる表現は、門弟には謬解せられ易かつたのであらうかと私は考へるのである。されば敬日が上々下八を報邊二地の得生に分けて領解したことに就いて、之を隆寛の師承に違すること、認めないのでないが、多少この點に就いて心を得て見てゆきたいと思ふ。

上來敬日について、主として思想傾向に注意して叙述し來つたのであるが、『一言芳談』に敬日の語として通世の三口傳といふを載せ(中外本)、又『廣疑瑞決集』卷二、第二十二疑に敬日が横川の豎者經因の話をする一段がある(同書四八頁)が、其等から看ても、その人の常識即ち思想の筋といふものは察知出来るのであつて、又『捨子問答』下巻第五問答

に廻向義を明し、隆寛の廻善趣向の廻向義を力調せる如きは、師承の上からも異なるところなく、彼此思ひ合せると住田先生が「先づ常識的な念佛者なりしが如し」(源流章解説)と評せられてゐるのが、最もよく敬日を語るものと言へるであらう。惟ふに嘉祿の法難に於て流謫せしめられた師の去つた長樂寺に於ける敬日は、餘り活潑な活動をしなかつたとも見られるが、又當時の山門の迫害と洛中の空氣から考へれば、それも亦餘儀ないことであつたのであらう。因に、『法水分流記』、『宗派流傳』第三圖等に依れば、敬日に慈信、唯性、道圓の資があるが、其等の叙述に就いては別に稿を改めねばならぬ。

## 三

智慶に就いては、鸞宿の『傳燈總系譜』に、

號三南無二關東人、本爲三台徒、後歸三淨宗、受三業於長樂、後開三相州鎌倉長樂寺、弘三所承義

とあるのが稍詳しい記事であり、『法水分流記』には「鎌倉長樂寺本願」と註記し、『蓮門宗派』『承繼譜』には鎌倉長福寺とある。右『總系譜』の記述は『源流章』の記事に依るものと想察されるが、これでは猶甚だ未詳であると言はねばならない。

金澤文庫本『散善義問答』には、その第五、廻向發願心釋下に、

貞應元年四月廿五日賜長樂寺律師御房御真本於六波羅密寺内念佛行人生願房中未時爲興隆佛法利益衆生如形寫之了

とあつて、それが智慶の執筆本であることを物語つてをり、而してそれは智慶の傳を知る上にも有力な、然も確實な唯一の資料であるから看過し得ないものが存する。

この『散善義問答』の著作せられたのは建保五年であり、尙同書の上品中生の所明下に「承久二年六月下旬重料簡」の文字が見出されるから、まさしき本書の成立は承久二年と言つてよいが、それから一年を越えた貞應元年（隆寛は七十五歳）に、早くも書寫を許されてゐることから見て、晩年の隆寛に最も近く常隨してゐたであらう智慶を考へさせるに十分であり、且つ當時に於て師匠から宗義に就いての自著を付嘱され、或は書寫を許されるてふことからも、智慶の感激的な識語を考へるまでもなく、隆寛との緊密な師資の交際が窺知せられると言つてよい。

右の智慶識語を得ながらも史料の不足は、智慶について何等叙べるべき手懸りを提供しないのであつて、この點頗る遺憾であるが、隆寛移東の後は師を思慕するに切なるものがあつて、且又『源流章』等に傳へる如く關東の人であつたとすれば、後幾許もなく新興の鎌倉へ進出したことも極めて自然なことゝ考へられるのである。

されば智慶は鎌倉の地に長樂寺を開創したと言はれてゐる。前にも出せる如く『蓮門宗派』その他一二の系譜に長福寺とあるも、恐らく寫誤であらうか。この長樂寺に就いては、同じく隆寛の直弟である願行の開創せる安養院と、同一であるか否かに就いて、尙明瞭でないものがあるのであつて、住田先生は『本朝僧傳』〔佛金本〕（七七〇頁）の智鏡と同一人と看做し安養院の開基を智慶とし、願行が其寺を嗣いだのであるとの説に據られてゐるが如何であらうか。後にも叙述的如く、安養院は早くから祇園山長樂寺とも呼ばれたらしいが、然し『律苑僧傳』に見える願行開基の記事を生かすとなれば、尙考慮の餘地が存するわけであらう。

智慶活動の實際は、彼と略ほ時代を同じうする日蓮の遺文からも想察されるものがある。即ち日蓮遺文『當世念佛者無間地獄事』（『遺文集二』六六七頁）に依れば、「何に況や念佛宗の長者爲る善慧、隆觀、聖光、薩生、南無、真光等皆惡瘡の重病を受けて臨終に狂亂して死するの由」云々と言へる如き記事に於ても、智慶（南無は道號）は善慧、聖光、乃至は師の隆寬と同列に「念佛宗の長者」の一人として認められてゐるがたちであり、斯くの如き例としては、同じ日蓮の「一代五時圖」（『遺文集二』七八頁）に法然門下の六流を擧げる第一に隆寬を出すにも、



とあつて、矢張り智慶の名を出して、一切鎌倉の人々を代表せしめてゐることが知られ、又同じ遺文の「淨土九品之事」（『遺文集七』六二頁）にも、



とあつて、こゝにも隆寬を出すのに、恰かも長樂寺智慶の名を以て、代へてゐるかの如くに思考されるものがある。是等に依つて日蓮が「念佛無間」と旗幟した破斥の直接対象は智慶でなかつたであらうかとさへ思はれる。かくて智慶の活動を一言にして言へば、京都と鎌倉といふ如き土地柄の影響は多分に相違するものがあつたとしても、敬日と比較して甚だ活潑であつたと言つてよい。而して諸系譜に見られ得る如く、智慶の下に最も多數の門下血脈を出せる事

實に顧みても、『源流章』主が「東土淨教乃彼力也」と言へることも、蓋し過譲でないことが首肯せしめられる。

進んで智慶の思想傾向に就いて考へてみたいが、『源流章』にも何等言及してないやうに、彼は恐らく師說を守るに忠實を期し、穩當なる見解に据してゐたものと思はれる。かくて過去の隆寛研究者が、『閑亭後世物語』の思想を以て、その比較的師承といふ點に於て妥正なところから、智慶の思想に充てゝよいと注意してゐる見解も、蓋し差支へないと思はれるが、尙『閑亭後世』に就いては信樂の下で聊か言及するであらう。

因に日蓮が智慶に多念の名を與へることは興味あることゝ思ふ。恐らく日課勤修といった行儀のみを看て、之れを批判せるものであらうが、多念の名を出した點に於ては、『源流章』に先行するものであること、又隆寛を多念とすることは、正統を以て自他容認する智慶から初るかに考察せられるから、興味あることゝ言はねばならぬ。斯くてかの『辯翼譲遺事』に、由來隆寛を多念と言ふことは弟子に初る(真全小部)とあるのも、恐らくいまの智慶を指すものと私考する。

#### 四

圓滿(願行)のことは、諸系譜に於て先づ『宗派流傳』第二、第三、第五圖に記名するに止り、『法水分流記』には住勢州白子とある。次いで『宗派流傳』第四圖は稍詳しく、即ち

諱圓滿無間無餘稱名行者初修遊行念佛後於鎌倉安養院遂殊勝往生畢

とあり、次に『蓮門宗派』第一圖に依れば右の記述より又稍詳しく「遊行念佛立六種願」とあり、更に「建治二年八

月廿八日紫雲空聳佛號稱口往生遂」とあるから、歿時と往生相の一斑を知ることが出来る。建治二年は隆寛入寂後四十八年目に相當するから、兩者年齢の懸隔も略ほ推考せられるわけであり、隆寛晩年の入門であつたと言つてよいであらう。

### 『總系譜』に據れば、

諱憲靜號圓滿、受業於南都智鏡、傳密灌於醍醐賴賢、後從降寛而修淨業、初住洛泉涌寺、後於相州鎌倉開理智光寺、又創名越安養院、又到常州阿彌陀山策修念佛、實無間修行者、屢感靈瑞、其相非一、晚再興東寺、修補野山、平日立六願而勵三利、建治二年八月廿八日寂、勅謚宗燈律師、

と記事してあるが、是に依つて彼は南都系の人であり、密教にも造詣深かつたことが思はれ、この點他の門弟が始まめ台岳の人であつたのに對して、多分に異色ある存在であつたことが知られる。斯くて『律苑僧寶傳』(佛全本百五)を見るに、第十三泉涌寺宗燈律師傳として出す中、

師後遊化至常州駐錫阿彌陀山、約七日集衆念佛一夕夢一異人衣冠莊麗來告之曰我是右大將賴朝也死後雖承追薦未免苦患敢望法力爲作救拔師曰修何行業可得以濟拔曰願爲三七日說法念佛覺後如所請既而去至相之鎌倉慕蘭烏龍少康法師之風建念佛會於稻瀬川之濱於是道俗忻仰施者日接踵不絕即以所施創建一院以居卽祇園山安養院是也又於五峰山剝寺曰理智光律席之盛震于東關云々

と叙べてある。即ち右に依れば安養院建立は賴朝の追福の爲であつて、稻瀬川之濱が隆寛會住の地であつたことは偶然のことと思はれるが如何であらうか。支那唐代の西方願生者である少康法師を慕うて、念佛會を設けたといふから、

かの烏龍山の道場に於て晝夜に行道したと言はれるやうな形式をも採用したのであらうか。全く資料のないことであるから明徵に叙べられないことは遺憾である。尙、五峰山の理智光寺のことは『和漢三才圖會』(縮刷本)〔八一九頁〕に『在圓覺寺迹處「太平記爲理智光院」乃至開山願行謚憲靜宗師』云々とある。こゝでは「律席之盛震于東關」云々とあるから、念佛會を修する一方戒律の道場をも施設してゐたのであらうか。『總系譜』等に依れば東寺に、或は高野山にて、修理の仕事をも爲したと言ふから、頗る活動家であつたことが窺はれるが、『蓮門宗派』第一圖等に安養院に於て殊勝の往生を遂げたとの記事以外には、隆寛の弟子として、又念佛者らしいところはないやうに考へられるのである。

『新編相模風土記稿』第四集(卷八十八・鎌倉郡)安養院の條下には、祇園山長樂寺とも言ふと出でるが、この長樂寺が智慶を開基とする所謂鎌倉長樂寺であるとすることに就いて、姑らく私は疑問とする。因に『同書』に依れば安養院は後、名越善導寺に合併せられたと言うてゐるが、かの『總系譜』に「創名越安養院」とあるのは這般の消息を語るものであらうか。

## 五

信樂(覺終)のことばは、諸系譜にあつて概ね記名するに止り、たゞ『法水分流記』に「後世物語答者」との註記があり、『蓮門宗派』第二圖に「始隨隆寛後承智慶」とあるも、その他に徵すべきものがないから、其の傳歴は頗る未詳に屬する。

『分流記』に「後世物語答者」とあるのは、恐らく「閑亭後世物語答者」の誤記であらうとする見解が、結論支けであるが已に山上正尊師に依つて提説せられてあり、私も同説に全く賛成するものである。言ふまでもなく『後世物語』は、

厳密に言へば隆寛の説を静遍が筆録せるものであるが、宗祖の書寫本もあることで、隆寛の自撰と考へて差支へない。然るに『閑亭』の方は、隆寛律師云く、云々と屢々出せる内容からも、更に言へば正雜分別（上卷廿四、問答以下）、自力他力分別（上卷廿一、一念多念の論、下卷第一、問答以下）、滅罪論（下卷十、二問答）等に於て、よく隆寛の師承を正鵠に述べてゐることからも、それが隆寛の高弟の何人かに依つて著作せられたことは、容易に考へられる事である。斯くて『後世物語』の答者が信樂でないと決定されば、それは閑亭の二字が寫脱されたのであらうかと考へることは自然であらう。而して信樂は『源流章』の叙述にも明確に指摘せる如く、後に智慶に承けてゐることから、前にも言へるやうに『閑亭』の所明が、比較的の隆寛義を正鵠に出せることと併せ考へて、且は『閑亭』は智慶派の思想傾向を語るものとする見解からも、信樂を『閑亭後世』の著者として認容せられるのであらう。

然し右の如き考方には、猶物足りない感がないではないのであつて、私は茲に金澤文庫に所藏する信樂（覓終）の『定善義問答私見聞』の存在について注意してみたいと思ふ。

『定善義問答私見聞』とは隆寛の『定善義問答』に對する信樂の「私見聞」であることは言を俟たないであらう。この隆寛の『定善義問答』は散佚本であるが、『彌陀本願義』の奥書にその名の見える『玄義分問答』『禮讚問答』（兩書は同じく散佚本）又金澤本『散善義問答』と共に善導疏に對する講説の手稿であることは明瞭である。いま『私見聞』の内容に就いて叙述することは困難でもあり、差當つて之を要しないのであるが、茲に私が注意しておきたいと思ふことは、同書が『私見聞』の名を冠せら限り、そこに信樂個人の意見が、或は「私云」と言つた形式で必ず書かれてある可き筈と私考する點である。然るに同書に依れば、唯系統的に定善十三觀の一々の順に隨つて、要義が問答體に書か

れてあつて、恐らくそれは隆寛の講説の筆錄に止るとさへ考へられ、信樂の附加せる如き筆格は殆ど見出すことが出来ないことからも、ひたすら師承を正しく聞かんとした信樂を考へることが出来る。而して此の點から信樂は師承に於て、聊かの異見をもつものでなかつたことが窺知せられると、私は考へたいのであつて、かくて師承を執つて誤りのなかつた信樂に於て、かの『閑亭後世物語』の答者は擬せられてよく、且つ多念策修、極端なる臨終業成に偏した『捨子問答』に對立的地位を有たしめたことが首肯せられるのである。

## 六

敬西（信瑞）の傳も亦頗る未詳に屬する。『法水分流記』、また『蓮門宗派』第一圖に依れば、白河信空上人と隆寛の二師に從つたものと思はれる。それに就いては、後に叙べる如く敬西には『廣疑瑞決集』なる一本があるが、同書に依れば、彼自身「先師法蓮上人」と言ひ、又「先師隆寛律師」と言つてあり、同じく彼の著である『明義進行集』には隆寛の傳を記すにも、「信瑞同宿ノ昔」云々とあり、信空傳を記すときも、全く同じ言葉で、既往同宿のかみをなつかしんでゐることからも、兩者に師事したことば疑ふ餘地のない事實である。

『法水分流記』では敬西の名を添書にして、常に信瑞の名で出されてある。この名の「信」の一字は信空上人の信を承けるものであるから、初め信空の弟子であり、後隆寛の弟子となつたのであらうか、と望月信亨師が言つてをられるが（『淨土教之研』九五五頁）、唯だ夫丈けでは思ひつきの域を出でぬから私は執り難い。寧ろ率直に『蓮門宗派』第一圖に依れば、信空の下に「始隆寛弟子信瑞慶哉」とあり、隆寛の下には「後信空弟子」とあるし、又、隆寛は嘉祿三年の歿であり、信

空はその翌年安貞二年の歿であるから、矢張り隆寛の歿後、信空門に趨いたとみるのが穩當であらうと私考する。而して隆寛歿の翌年には信空も亦歿してゐるから、或は隆寛在世中に信空門に列したのでなからうか、との考案は許されると思ふ。殊に嘉祿法難前後の京都を中心とする空氣を考へてみれば、隆寛門を去つて信空門に列ることは容易に考へ得られることではなからうか。

敬西は文筆に長じた人であつたと窺はれるが、今日彼の著として其名を残せるものと言へば、

『三經音義』 四卷

『黒谷上人傳』 一卷

『泉涌寺不可棄法師傳』 一卷

『廣疑瑞決集』 五卷

『明義進行集』 第二、第三

の五書であり、『黒谷上人傳』は散佚して今日得るに由ないが他は現存する。而して、特に『廣疑瑞決集』と『明義進行集』の二本は注意せらるべき貴重資料である。即ち前者は巻末に

有人向云、斯書題目其義如何、予答曰、信濃國諱方氏人、上原馬允敦廣疑<sup>レ</sup>之、信瑞決<sup>レ</sup>之、故用<sup>ニ</sup>能疑所決二人名字<sup>ニ</sup>以爲<sup>ニ</sup>題目<sup>ニ</sup>應知

とある如く、上原某との問答二十五を收めてあり、それは主として淨土教に於ける行儀に關するものである。従つて教義としては「隆寛律師相傳の一義に曰く」として隆寛の三願觀を出せること(第一疑)、又極樂九品の問答(第三疑)等

の條は稍興味あるも、寧ろ當時に於ける淨土教信仰の實際を知る上に、参考となるものである。後者の『明義進行集』は、禪林寺僧都靜遍等の八人の傳を舉け、最後に信瑞自ら「無觀の稱名」を主張した一文とよりなるものである。因に同書は中外日報社の古典叢書中に收められており、附錄として黒板勝美博士、望月信亨博士の解説があるから、茲には絮説するを差控へる。

斯くて敬西には著述はあつたが、その思想傾向或は傳承を窺ふべき手懸りを得ない。強いて言へば『明義進行集』一部が法然上人の無觀稱名義を強調せんとするものであるから、隆寛或は信空の師說を承けて、之れを顯彰せんとする態度でなく、直接法然上人に據つて立つべく努力した人と看做してよいであらう。

敬西の傳歴は不明であるが、『勅修傳』第二十六(全集本)に依れば、彼が『黑谷上人傳』を最明寺時頼に進ずるべく關東に下向した記事のあることは、私が今指摘するまでもないであらう。然して其れ以後關東にあつて教線を張つたものと思はれる。尙その歿時について『法水分流記』には弘安二十年亡となつてゐるが、『宗派流傳』第四圖に弘安二年とある如く、二十は誤記であるは言ふまでもない。弘安二年は隆寛歿後實に五十二年目であり、隆寛との年齢の相違も大體推知せられ、彼も亦最晩年の門弟の一人であつたと考へられるのである。

## 七

凝然は『源流章』に「隆寛已後長樂門流別作ニ血脉ニ秉宗旨ヲ」と叙べてゐるから、其の當時長樂寺の血脉を執るもののが幾つかあつて、教線を張つたものと窺はれる。又屢々引く『明義進行集』にも「抑當世淨土ノ法ヲ談シ念佛ノ行ヲ

タツルモノ大半ハ律師ノ遺流ナリ」（古典本）とあつて、隆寛門下の如何に多士濟々なるものがあつたかを、有力に物語つてゐる。

斯くて私の叙述から再び顧みるも、願行は活潑なる實動家であり、敬日・智慶・信瑞・信樂の如きは、夫々立派なる學者であり、淨土の一家として十分に教線を張つたことが想察される。就中智慶の如きは當時の教界にあつて、指導的地位を有したと言つて過言でないのである。

私は進んで了圓に就いて叙べねばならぬが、啻だ『法水分流記』に「號岡上人住筑紫」云々の記事がある許りで、更に資料を得ることが出来ないから、——惟ふに西土の地に在つた爲、餘り注意されなかつたでもあらう——茲には到底記述することは困難である。

由來、隆寛門下研究の資料は、極めて貧弱であつて、恐らく他日の將來に期待することも、甚だ希薄であるといふのが今日の實際である。かうした意味で、『蓮門宗派』等に出でる餘他の十師に就いても、實成房のことが『勅修傳』第四十四（二三四頁）に見える外には、其の名さへ出でるないのである。されば寡聞の私には叙述の上に頗る困難を感ずるのであつて、いま乏しき筆を擱くに當つて、已達諸賢の御指教を囊つて已まない次第である。（昭一三・六・六稿）

編輯の方へは「門下とその血脉」との類目で豫約しておいたのであるが、隆寛の孫弟以下に亘つて叙述することは他日を期し、

今回は直弟に限つて手稿を經めたのであつて、この點編輯の方を初めひろく諸賢の前に陳謝致したいと思ふ。  
尙、『宗學研究』第十五號の拙稿「隆寛律師の生涯」の一文を參見して頂けば、本稿の缺を補ふ意味に於て多少役立つかと私考し、茲に一言申添へる。